大阪府の休業要請外支援金の支給対象となる 市内事業者に最大50万円の支援金を交付します

令和2年(2020年)5月28日(木)

大阪府は、新型コロナウイルス感染症拡大により、経済的影響を受けた事業者に対し休業要請外支援金の交付を決定しました。これは、休業要請支援金(府・市町村共同支援金)の対象外となった事業者を対象に交付するものです。

箕面市は、箕面市内に事業所を有する事業者で、大阪府の休業要請外支援金の交付を受けた事業者(事業所が1カ所のみの事業者)に対して、府の支援金と同額の支援金(最大50万円)を上乗せして交付するため、6月議会に議案を提出します。

1. 概要

大阪府は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、休業要請外支援金の交付を決定しました。これは、休業要請支援金(府・市町村共同支援金)の対象外となった事業者を対象に交付するものです。

箕面市は、箕面市内に事業所を有する事業者で、大阪府の休業要請外支援金の交付を受けた事業者(事業所が1カ所のみの事業者)に対して、府の支援金と同額の支援金(最大50万円)を上乗せして交付するため、6月議会に議案を提出します。

2. 支援金の交付について

(1) 対象者

箕面市は、箕面市内に事業所を有する中小法人及び個人事業主で、かつ大阪府から 休業要請外支援金の交付を受けた事業者(事業所が1カ所のみの事業者)に対し、支 援金を上乗せして交付します。

大阪府の休業要請外支援金の対象は、次の①~③のすべてを満たす中小法人(中小企業、NPO法人等)及び個人事業主です。

- ①大阪府内に事業所を有していること(府外に本社がある中小法人も対象)
- ②令和2年4月、または4月と5月を平均した売上(収入)が前年同期間比で50% 以上減少していること
- ③休業要請支援金(府・市町村共同支援金)の支給対象でないこと

業種例:スーパー、コンビニエンスストア、衣料品店など

(2)金額

中小法人は50万円、個人事業主は25万円です。

		休業要請外支援金の交付額		(参考)休業要請支援金の交付額	
		2事業所以上	1事業所	事業所数にかかわらず	
中小法人	大阪府	100万円	5 0 万円	5 0 万円	- 計100万円 —
	箕面市	_	5 0 万円	5 0 万円	
個人事業主	大阪府	5 0 万円	2 5 万円	2 5 万円	— 計50万円 —
	箕面市	_	2 5 万円	2 5 万円	

※2事業所以上の事業者を対象外とする理由は、上乗せすると、休業要請支援金の額を超えてしまうため。

(3)申請方法·交付時期

〇申請方法

・ 箕面市は、大阪府の休業要請外支援金の交付後、大阪府から必要な情報提供を受け、速やかに当該事業者へ追加で支援金を交付します(改めての申請は不要)。

〇交付時期

・6月中旬以降に交付予定。

問い合わせ先 地域創造部 箕面営業室 TEL 072-724-6727(直通)